

5. 会員身分は、(a)正当かつ十分な理由により本クラブ理事会が承認した場合を除き、出席義務を満たさなかった場合、(b)クラブが解散した場合、または(c)年齢が30歳に達するローターアクト年度の6月30日に、自動的に終結するものとする。
6. 会員身分は、(a)会員の資格条件に合致しなくなった場合、または(b)正会員の3分の2以上の多数をもって本クラブが決定した事情により、終結されるものとする。

第5条—会合

月に2回の会合

1. 本クラブの例会は、細則に従い、会員にとって都合のよい日時に少なくとも毎月2回開かなければならない。
2. 理事会は、細則に従って会合を開かなければならない。
3. 国際ロータリーは、提唱ロータリー・クラブの指定された会員1名または数名が、少なくとも月1回、ローターアクトの会合に出席することを推奨している。
4. クラブの例会および理事会の会合は、休日または休暇の期間中は、理事会の裁量により、これを中止することができる。理事会は、その休日が祝祭日に当たる場合、またはクラブ会員の死亡、地域社会全体に影響を与える伝染病あるいは災害、あるいは地域社会において武力紛争が発生しクラブ会員の生命が危険に晒される場合、例会を中止できる。理事会は、本クラブが連続3回を超えて例会の開催を怠らないことを前提とし、ここに明記されている以外の理由でも、年に4回まで例会を中止できる。
5. クラブと理事会の会合の議事録は、各会合後2週間以内に提唱ロータリー・クラブのローターアクト委員長に提出するものとする。

第6条—役員および理事

管理主体

1. 本クラブの役員は、会長、副会長、幹事、会計および細則の規定するその他の役員とする。
2. 本クラブの管理主体は、正会員から選出された会長、直前会長、副会長、幹事、会計および本クラブが定めた数のその他の理事をもって構成される理事会とする。理事会ならびにクラブの決定、方針および決議は、本定款の規定ならびに国際ロータリーとその加盟クラブが設定した方針に従うものとする。
本クラブが大学を結成基盤とする場合には、大学当局が定めた学生団体や課外活動の規定および方針に従うべきものとする。
理事会は、すべての役員および委員会に対し裁量を有するものとし、正当な理由をもって役員を罷免できる。理事会は、あらゆる役員および委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。
3. 役員および理事の選挙は、地元の習慣と手続に反しない方法で毎年3月1日までに行わなければならない。ただし、いかなる場合も、出席している正会員の単純多数決以上のものを必要としないものとする。
すべての役員および理事の任期は1年度とする。提唱ロータリー・クラブの承認がない限り、1年度に満たない任期を定めてはならない。
4. 次期ローターアクト・クラブ役員、理事、委員会委員長は、地区ローターアクト委員会による指導力育成研修を受けるものとする。

第7条—活動およびプロジェクト

- 目的
1. 第3条第1節に規定されている範囲内で、本クラブは、クラブ活動の企画、運営、資金調達、遂行に責任を持ち、これに必要な資金、労力、想像力をクラブ自らが補うものとする。ただし、他団体との協力による合同プロジェクトまたは活動では、他団体とその責任を分担すべきものとする。
 2. 本クラブは、その活動として、毎年少なくとも二つの主要プロジェクト（地域社会に奉仕するプロジェクトと、国際理解を推進するプロジェクト）を実施するものとする。これらの主要プロジェクトでは、クラブ会員の全員または大半の参加が必要となる。
 3. 本クラブは、会員のために専門能力開発プログラムを提供するものとする。
 4. クラブのプログラムを実行するための必要資金を調達することは、クラブの責任である。クラブは、提唱ロータリー・クラブより、時折あるいは臨時の資金援助以上のものを懇請したり受領したりしてはならない。また提唱ロータリー・クラブ以外のロータリー・クラブや他のローターアクト・クラブに資金援助を懇請してはならない。さらに、何らかの価値ある恩恵を提供することなしに、地域社会の個人、企業または団体からの資金援助を求めてもならない。奉仕プロジェクトのために集めた資金は、すべてその奉仕プロジェクトのために使用しなければならない。

第8条—委員会

- 委員会
1. 本クラブの細則に、次の常任委員会の設置を規定しなければならない：クラブ奉仕、国際奉仕、社会奉仕、専門能力開発、財務およびその他クラブの運営に必要なまたは役立つと思われる常任委員会。
 2. 会長は、理事会の承認の下、必要と考える特別委員会を、その任務を明示した上で、任命できる。特別委員会は、いずれもその任務が完了した時、任命した会長によって解任された時、もしくはその会長の任期満了をもって終結するものとする。

第9条—認定料と会費等

- 認定料と会費
1. 提唱ロータリー・クラブは、新ローターアクト・クラブの結成に際し、「ローターアクト・クラブ認定書式」とともに、50米ドルの認定料を支払わなければならない。
 2. クラブ会員に対する入会金、会費または分担金は、すべて最小限にとどめ、クラブ運営の経費に充てるためのみ徴収するものとする。クラブが行う活動ならびにプロジェクトに要する資金は、入会金、会費または分担金とは別に調達し、別口座で入金するものとする。クラブの会計業務は、毎年1回、資格ある会計士による監査を受けるものとする。

第10条—定款および細則の受諾

- 定款
- 本クラブの会員は、入会の受諾によって、ローターアクトの目的ならびに目標に明記された原則を受諾し、本クラブの定款ならびに細則に従うことを承認したものとする。また、これらの条件の下においてのみ、クラブ会員の特典を得られるものとする。定款および細則の写し（コピー）を受領していないことを理由として、その順守義務を免れることはできない。

第11条—細則

- 標準細則
- ローターアクト・クラブは、本定款と矛盾せず、クラブ運営に必要なあるいは役立つと考えられる修正を加えた標準ローターアクト・クラブ細則を採択するものとする。ただし、かかる修正は、「標準ローターアクト・クラブ細則」に規定されている改正手続に従って採択されたものでなければならない。

第12条—ローターアクト記章

- ローターアクトの記章
1. ローターアクトの記章は、ローターアクト会員のみによる使用とその便益のために保護されなければならない。本クラブの会員は、会員身分を有する期間中、品位ある適正な方法でローターアクト記章を着用または他の方法で使用する資格を与えられている。この資格は会員身分の終結、または本クラブの解散をもって消滅するものとする。
 2. 個々のクラブ会員が使用するときは、そのまま記章を使ってもよい。クラブを代表して記章を使用するときは、クラブの名称を併記しなければならない。

第13条—存続期間

クラブの存続期間

本ローターアクト・クラブは、本定款の規定ならびに国際ロータリーの設定したローターアクトに関する方針に従って活動を継続する限り、または下記の事情により解散されるまで、存続するものとする。(a)本クラブ自身が解散の決定および決議をした場合、(b)提唱ロータリー・クラブが地区ガバナーおよび地区ローターアクト代表と協議の後、提唱を撤回した場合、または(c)本定款に反する運営その他の事情のため国際ロータリーにより解散させられた場合。

本クラブの解散と同時に、クラブならびに会員は、団体としても個人としてもローターアクトの名称ならびに記章に関連するすべての権限および特典を喪失するものとする。ローターアクト・クラブは、すべてのクラブ資産を提唱ロータリー・クラブに譲渡するものとする。

第14条—改正

改正

本定款は、国際ロータリー理事会の決議によってのみ改正されうるものとする。また、標準ローターアクト・クラブ定款に関して国際ロータリー理事会が採択した改正はすべて、自動的に本定款に適用されるものとする。

改訂 2017.03.01

標準ローターアクト細則



芦屋川ローターアクト・クラブ細則

第1条—選挙

投票の方法

1. 会長、副会長、幹事、会計、理事の選挙は、毎年3月1日より前に行われるものとする。ローターアクト・クラブ年度は、ロータリー・クラブ年度と同じとする。選出された役員は、7月1日に就任する。
2. 各役員の指名は、書面にて行うものとする。候補者は、指名された会合の次の例会において投票に付されるものとする。投票は無記名投票とし、出席している正会員の過半数の投票を得た候補者を当選者とする。
3. 会長、副会長、幹事および会計のほかにも理事を選挙するものとする。

第2条—役員の任務

役員の任務

1. 会長。会長は、ローターアクト・クラブのすべての例会および特別会合、ならびに理事会の司会進行を務める。会長は、理事会の承認を得てすべての常任委員会および特別委員会を設置するものとする。また理事会に空席が生じた場合には、理事会の承認を得て、クラブの次の定例選挙までその空席を埋める理事を任命するものとする。会長は、すべての委員会において職権上の委員となる。また、提唱ロータリー・クラブと地区ローターアクト代表との連絡を維持し、クラブの活動報告を行うものとする。
2. 副会長。副会長は、会長が何らかの理由により解任された場合に、会長職を引き継ぎ、また会長不在時にクラブおよび理事会の全会合の進行を務めるものとする。
3. 幹事。幹事は、すべてのクラブ記録を管理し、またクラブおよび理事会の全会合の議事録を保管するものとする。さらに、このような会合の議事録を提唱ロータリー・クラブのローターアクト委員会委員長に提出するものとする。
4. 会計。会計は、クラブ資金と必要な記録のすべてを管理し、また理事会の承認した銀行に資金を預金するものとする。会計は、クラブの各会合においてクラブの資金状態を報告し、またいかなるクラブ会員の検査にも対応できるようにすべての記録を保管しておくものとする。すべての支払は、その権限を与えられた役員2名の署名を必要とする。

第3条—会合

定足数

1. クラブの例会は、少なくとも毎月2回、また理事会の会合は少なくとも毎月1回、会員に都合のよい日時に開催するものとする。
2. 正会員の過半数をもって、定例会合あるいは特別会合の定足数とする。理事会の会合はすべて4名の理事をもって定足数とする。ただしそのうちの1名は会長または副会長でなければならない。

第4条—入会金および会費

入会金と会費

1. 新会員の入会金は 0円 とする。年会費は 6,000円 (会員1名当たりの額)とする。
2. 入会金および会費を全額納付することにより、正会員として認められる。

第5条—委員会

委員会の任務

会長は、理事会の承認を得て、次の常任委員会を設置する。

1. クラブ奉仕。本委員会は、出席、会員増強、プログラム、親睦、広報、およびその他適切とされる事項を担当するものとする。
2. 国際奉仕。本委員会は、国際的なニーズ、問題、機会に対する知識と理解を高め、国際理解と人々との親善の推進に向けた奉仕活動を立案することを主要な責務とする。
3. 社会奉仕。本委員会は、地域社会のニーズ、問題、機会に対する知識と理解を高め、地域社会(大学を含む)への奉仕活動を立案、促進することを主要な責務とする。
4. 専門知識開発。本委員会は、事業ならびに専門職務について広く情報を提供し、また事業および専門職務における高度の道徳的水準の認識と受諾を促すためのプログラムを推進することを責務とする。
5. 財務。本委員会は、関連委員会と協力して、資金を必要とするあらゆるクラブ活動のために、資金調達の手段を考案する。

国際奉仕と社会奉仕の各委員会は、それぞれの分野において毎年、クラブの全会員または大半が参加する主要プロジェクトを一つ立案することを責務とする。

第6条—改正

改正

1. 本細則は、定足数の会員が出席している例会または特別会合において、正会員の過半数の賛成票をもって改正することができる。ただし、このような投票を行う意向は、少なくとも投票の14日前までに、定足数の会員が出席しているクラブ会合において予告し、かつ提唱ロータリー・クラブがその改正を承認していることを条件とする。
2. 本細則のいかなる事項も、本クラブの定款と矛盾してはならない。

改訂 2017.03.01

国際ロータリーの理事会は、「ローターアクトの基本方針」、「標準ローターアクト・クラブ定款」、「標準ローターアクト・クラブ細則」を定期的に見直し、必要に応じて修正します。

「標準ローターアクト・クラブ定款」と「標準ローターアクト・クラブ細則」は、国際ロータリー理事会によって変更される場合があります。最新の方針は、次のアドレスをクリックしてご確認ください。

www.rotary.org/RIdocuments/ja_pdf/661ja.pdf

661-JA—(1012)